

パブリックコメントにおける意見等の概要及び市の考え方

1 募集期間

令和4年8月26日から9月26日まで

2 閲覧方法

- (1) 市ホームページ
- (2) 窓口（都市計画課、行政情報コーナー、各地域づくりセンター）

3 実施結果

(1) 件数

11件（提出者3人、他151人連名）

(2) 提出方法

- ア 窓口持参 4件（1人、他151人連名）
- イ ファクシミリ 7件（2人）

(3) 意見等に対する対応

区分	内容	件数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正したもの	1件
イ 趣旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	1件
ウ 参考とする意見	案を修正はしないが、施策等の実施段階で参考とするもの	4件
エ 対応が困難な意見	対応が困難なもの	4件
オ その他	案の内容に関する質問等	1件

4 意見等の概要及び市の考え方

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
1	P24、85 第2章 良好な景観形成の方針 3 一般地区 (2) 中心都市景観区域	中央西地区のうち、兎川寺－鎌田線以南の景観形成基準を現状の実態に合わせ、「商業系地域の商業地区」から「住居地域」（又は「近隣商業地域」）に変更すること。	【エ 対応が困難な意見】 景観形成基準は都市計画法の用途地域に合わせて定めています。今回は景観法に基づく景観計画の改定であることから、用途地域の変更を行うものではありません。 なお、用途地域は、都市全体の土地利用に関する方針や市街地像を踏まえ定めるものです。当該地は、区画整理事業により都市基盤を整備し土地利用の高度化を図るために商業

			地域としており、変更を行う場合は、既存建物の建替えに影響を及ぼすこと等に留意する必要があります。そのため、これまでの経緯や現状を踏まえ、用途地域制度を適切に運用します。
2	P 8 5 第 4 章 行為の制限に関する事項 2 景観形成の目標・基準	中央西地区のうち、兎川寺－鎌田線以南を「高さ制限の緩和」の対象から除外すること。	【ウ 参考とする意見】 高度利用をするため、区画整理事業により都市基盤を整備した中央西地区においては、景観上支障のない範囲で、高さの緩和を認めることができますとしています。高さ制限の緩和対象の除外は、地区全体の合意形成を要するため、慎重な検討が必要です。ご意見は、今後の参考とします。
3	P 2 4、8 5 第 6 章 景観形成の実現 2 高さ制限の緩和	高さ制限の区域分けが実情に合っていない。例えば、中央西地区は、松本駅前と松本駅南側の兎川寺鎌田線（拡幅道路）を境とした南側の町並み（住宅が多い）は異なっているにも関わらず、形式的な高さ制限 2 9 . 4 m とした上で、実際には 4 5 m までの高さ制限の緩和を認めているのが実態であり、高層建築物で埋め尽くすことも容易な状態である。地域の実情に照らしたきめ細かい区域分けをした上で、緩和措置を撤廃するか、緩和するとしてもその条件を厳格化すべきである。	【ウ 参考とする意見】 当該地は、区画整理事業により都市基盤を整備し、商業地域として土地利用の高度化を図ってきました。高さ制限の緩和措置の撤廃は、地区全体の合意形成を要するため、慎重な検討が必要です。 緩和条件の厳格化については、景観事前協議において、景観への影響、地域特性の配慮等を十分確認し、案件ごとに適切に評価します。
4	景観計画全般	市街地に中高層建築物が次々と建てられ、更に建てられようとしている。今後人口減少や経済活動の縮小により、居住者もおらず、老朽化しても修繕取り壊しができない建築物が街中に残っていくことが予想され、著しく市内の景観を害することとなる。災	【ウ 参考とする意見】 建築物の維持管理は、所有者が行うものですが、ご意見は課題として、今後の参考とします。 社会情勢に対応しながら、松本市の景観づくりに、取り組みます。

		害時や倒壊防止のための取り壊し費用も公費で支出する事態となれば、数十年先の次世代に負担を強いる。景観計画は、次世代への負担を考慮したコンパクトな街作りを目指すべきである。	
5	P 1 序章 松本らしい景観形成を目指して 1 景観計画策定の背景	「松本城本丸及び二の丸(外堀)内から北アルプス及び美ヶ原高原を中心とした～景観の保護、天守閣の存在感保持、城周辺の住環境の保全を図っています。」の「外堀」は、「史跡」にするべきではないか。	【ア 反映する意見】 「(外堀)」の表現は削除します。
	P 4 序章 松本らしい景観形成を目指して 3 景観計画の位置付け	図の景観計画の位置付けの箇所、景観法が松本市の範囲に入っているがいかがか。	【ア 反映する意見】 松本市が運用していく趣旨で記載しています。国の法律であるため、括弧書きで「(国)」と追記します。
	P 5～4 5 4 景観の意義	「本市」と「松本市」が散見されるが、使い方を整理した方がよい。	【ア 反映する意見】 「松本市」に統一します。
	P 7 第1章 景観形成の基本理念 1 松本市の景観特性	「街中や里から仰ぎ見る北アルプス～」の、里の表現は一般的表現ではないと思われるので再検討して欲しい。	【ア 反映する意見】 「里」を「郊外」に修正し、「市街地や郊外から」の記載にします。
	P 1 0 第1章 景観形成の基本理念 2 基本理念	景観作法の説明文をお願いします。	【ア 反映する意見】 景観作法の説明文を次のように追記します。 「景観作法(景観におけるデザイン上の配慮事項)」
	P 2 1 第2章 良好な景観形成の方針 2 重点地区	「大名町大手門井戸」の表記は、分かりにくい。	【ア 反映する意見】 「大名町大手門井戸(基幹博物館東側)」に修正します。
	P 2 3 第2章 良好な景観形成の方針 3 一般地区 (1) 歴史的景観区域	「本市の代表的建造物である国宝松本城をはじめ、城下町の歴史的街並みや街路、国宝旧開智学校など、～」とあるが、旧開智学校は、歴史的街並みでない、不適切ではないか。	【ア 反映する意見】 「松本市の代表的建造物である国宝松本城をはじめ、国宝旧開智学校や、城下町の歴史的街並みや街路など、～」に修正します。

	P 6 3 第 4 章 行為の制限に関する事項 1 届出対象行為	図の点線が、斜めになっている。	【ア 反映する意見】 図の線を修正します。
	P 9 1 第 6 章 景観形成の実現 2 高さ制限の緩和	景観審議会の説明文で、「必要な事項を調査し、又は、審議する機関です。」とあるが、「又は」はおかしくないか。	【ア 反映する意見】 「必要な事項の調査及び審議を行う機関です。」に修正します。
6	P 1 4 第 1 章 景観形成の基本理念 3 基本方針	「未来の来訪者に引き継ぐ努力～」とあるが、「未来の訪れる人々に引き継ぐ努力～」の方が適切ではないか。	【イ 趣旨同一の意見】 来訪者は、「訪れる人々」との意味で使用しています。
7	P 1 序章 松本らしい景観形成を目指して 1 景観計画策定の背景	1 「平成 1 6 年度に松本市や全国の自治体で積極的に取り組まれている」の松本市は不要ではないか。 2 「県内で最大の面積を有する都市となりました。」の都市は市ではないか。	【ウ 参考とする意見】 1 松本市は景観法が制定される前から、積極的に景観行政に取り組んでいることを明示するために、記載しています。 2 都市の記述は、人口規模等の基準はなく、広義の意味で使用しています。
	P 2 序章 松本らしい景観形成を目指して 2 景観計画改定に当たって	1 「居住者や来訪者を呼び込むことから、市民共有の財産として～」の来訪者の表現は適切か。 2 「電線類地中化や建築物のファサード修景を～」は電線類の地中化が適切ではないか。	【ウ 参考とする意見】 1 来訪者は「訪れる人々」の意味で使用しています。来訪者を呼び込むという効果も含め、良好な景観を市民共有の財産として位置付けています。 2 本計画では電線類地中化を一つの言葉として表記しています。
	P 4 序章 松本らしい景観形成を目指して 3 景観計画の位置付け	図の中の表記で、「お城周辺地区まちづくり協定」とあるのは、第 1 地区と第 2 地区に分けなくてよいか。	【ウ 参考とする意見】 お城周辺地区や中央西地区は、「第 1 ブロック」等のブロックごとに細分化することもできますが、図として煩雑な表現になることを避けるため、地区ごとにまちづくり協定を表記しています。
	P 7 第 1 章 景観形成の基本理念 1 松本市の景観特性	「いずれも平成 1 8 年度アンケート」の表記は、平成 2 0 年度松本市景観計画策定前の話だが検討しなくて良いか。	【ウ 参考とする意見】 ご指摘の表記は、これまでの経過説明の一文です。

	P 2 2 第 2 章 良好な景観形成の方針 2 重点地区	「町人地として、城下町の町割りが残り～」との表記だが、町人屋敷の方がよくないか。	【ウ 参考とする意見】 町人地には、町人が住む所の意味があり、一般的な表記としています。
	P 2 3 第 2 章 良好な景観形成の方針 3 一般地区 (1) 歴史的景観区域	「武家屋敷、町人地を中心とした城下町であり、～」とあるが、「武家屋敷、町人屋敷」の表現が適切ではないか。	【ウ 参考とする意見】 町人地には、町人が住む所の意味があり、一般的な表記としています。
	P 4 7 第 3 章 眺望景観形成の方針 2 眺望景観の整理と景観形成に向けた考え方 (5) 眺望点別配慮指針	A図とB図に南西外堀を入れるべき	【ウ 参考とする意見】 南西外堀復元事業の進捗に合わせ、図を修正します。
	P 9 3 第 6 章 景観形成の実現 4 公共施設による景観づくり	「公共施設とは、建築物や道路、広くは街路樹なども含み、～」とあるが、表現が適切でない。	【ウ 参考とする意見】 公共施設は、国や地方公共団体が整備・維持している施設を総称しています。道路・公園・図書館などがあります。
	景観計画 全般	景観計画見直し業務委託先の業者の言葉でなく、松本らしい表現にした方がよいと思います。	【ウ 参考とする意見】 本計画の改定では、松本らしい表現に努めます。
8	表紙、P 1 0 第 1 章 景観形成の基本理念 2 基本理念	「暮らし・自然・歴史つむぐ、景観都市まつもと」のキャッチフレーズは、「私たちは、暮らし・自然・歴史をつむぐ、景観都市まつもと」の方が適切ではないか。	【エ 対応が困難な意見】 キャッチフレーズは、良好な景観形成に向けたコンセプトを、簡潔にまとめています。 当該部分の字句修正は行わず、原文のままとします。
	P 9 4 第 6 章 景観形成の実現 5 パートナースhipによる景観づくり	「景観賞の継続実施」とあるが、近年、建造物や屋外広告物の方向性が違うように思われるので、考え方を見直した方がよいと思う。	【エ 対応が困難な意見】 松本市景観賞は、市民から応募された建築物等について選考されるため、年度ごとに多様な作品が選ばれる傾向にあります。景観賞は、景観に対する市民意識の高揚と良好な景観形成に向けた市民のまちづくり活動の推進を目的としていますので、今後も継続実施を考えています。

9	P 1 2 第 1 章 景観形成の基 本理念 3 基本方針	「石積の方法」「市域周辺」 との表記があるが、何を指し ているのか。	【オ その他】 「石積の方法」とは、市内に残 存する野面積みや、落し積み等 の方法を、総称として表現した ものです。また市域周辺につい ては、近隣市町村とも連携すべ き景観保全について記載した ものです。
	P 1 4 第 1 章 景観形成の基 本理念 3 基本方針	「向こう三軒両隣の市民が」 の表記は、何か。	【オ その他】 「向こう三軒両隣」は、地域 のご近所同士の連帯的な繋がり が大切と考えています。
	P 2 3 第 2 章 良好な景観形 成の方針 3 一般地区 (1) 歴史的景観区域	「平城、土蔵、大正・昭和初 期の洋館など、個性ある景観 形成～」とあるが、平城の表現 は松本ではしない。昭和初期 の洋館とは何か。	【オ その他】 松本城は、現存天守唯一の平 城であることから記載してい ます。大正・昭和初期の洋館と は、旧松岡医院などが代表的な 建物です。
	P 5 1 第 3 章 眺望景観形成 の方針 2 眺望景観の整理と 景観形成に向けた考 え方 (5) 眺望点別配慮指針	「埋橋越しには中景として 旧開智学校を望むこともでき る。」とあるが、可能か。	【オ その他】 一部を望むことができます。
10	P 9 1 第 6 章 景観形成の実 現 2 高さ制限の緩和	高さ緩和の主な配慮事項 (5項目)の修正・追記「5. まちづくり協定の尊重」を 「5.まちづくり協定の遵守」 に修正してほしい。 6として、「近隣(隣接)住 民との合意形成」を追記して ほしい。	【エ 対応が困難な意見】 高さ緩和の主な配慮事項(5 項目)の記載について、改めて、 松本市景観計画専門部会で協 議しました。景観は画一的に評 価できないため、計画案に記載 した配慮事項(5項目)につい ては、削除することとします。 高さの緩和については、個 別案件ごとに地域特性に合わ せ評価します。
	P 9 5 第 6 章 景観形成の実 現 6 景観計画の点検・評 価、変更	(3)計画の点検・評価の進め 方について、「評価の実施にあ たっては、有識者等も交えた 評価方法について検討を深め ます。」の記述に対し、「対象案 件の近隣住民」を追記してほ しい。	【エ 対応が困難な意見】 計画の点検・評価の実施にあ たっては、評価方法・評価者選 定について、有識者含めた体制 で検討を行います。市域全体の 計画であることから、評価者は 個別案件の関係者ではなく、第 三者による客観的評価が必要 と判断していますので、原文の ままとします。
11			

市議会建設環境委員協議会における意見等の概要及び市の考え方

1 日時 令和4年8月19日

2 意見等に対する対応

区分	内容	件数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正したもの	2件
イ 趣旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	なし
ウ 参考とする意見	案を修正はしないが、施策等の実施段階で参考とするもの	6件
エ 対応が困難な意見	対応が困難なもの	なし
オ その他	案の内容に関する質問等	なし

3 意見等の概要及び市の考え方

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
1	P50～61 第3章 眺望景観形成の方針 2 眺望景観の整理と景観形成に向けた考え方 ■松本市 眺望景観	観光客の行動範囲も想定した上で、眺望の案内ができるパンフレットを付属資料として作成してはどうか。地元の市民に松本の良さを再認識してもらいながら、観光客への周知にもなり、松本の観光や日常生活に大きく貢献できると考える。今後検討してほしい。	【ウ 参考とする意見】 『松本市景観計画』では、主に眺望に関する配慮指針をまとめ、市民や事業者への景観誘導を図っています。 現在市ホームページで公開している「眺望点MAP」も活用しながら、眺望景観の周知について研究します。
2	P61 第3章 眺望景観形成の方針 2 眺望景観の整理と景観形成に向けた考え方 ⑩ 安養寺前	図に示された眺望点の位置及び写真の方角が、写真と整合性が取れていない。 訂正をお願いしたい。	【ア 反映する意見】 眺望点の位置と写真の方角を修正します。
3	P73 第4章 行為の制限に関する事項 2 景観形成の目標・基準 (2) 景観形成基準	本市は、ダイバーシティ、多様性を認めることを掲げている一方、景観計画では統一性を求めている点について議論をしたのか。議論をしていないのならばその旨を記載し、多様性を認めるゆとりを少し残してほしい。	【ウ 参考とする意見】 多様性についての議論はしていませんが、現計画では極端な統一性は求めています。一例として建築物の色彩制限について、基準に幅を持たせて対応しています。建築主は、その幅の中で計画をしていただいています。 また、「景観形成の目標」は定性基準を記載することで、計画における多様性を考慮しています。

4	<p>P 8 5 第 4 章 行為の制限に関する事項 2 景観形成の目標・基準 (3) 高さ制限と色彩制限</p>	<p>高さ制限の「29.4m」はお城の高さを基にしているが、地表面からなのか、堀の水面からなのか。 「29.4m」がお城の高さだと知っている人がどれくらいいるのか、どうしてその数値を決めたのか、数字に根拠を持たせて周知をしてほしい。</p>	<p>【ア 反映する意見】 全市域における建築物の高さの最高限度の基準を、松本城天守の高さと同じ「29.4m」と設定していることについて、<u>別紙2-1</u>のとおりコラム形式で追記します。</p>
5	<p>P 8 5 第 4 章 行為の制限に関する事項 2 景観形成の目標・基準 (3) 高さ制限と色彩制限</p>	<p>屋敷林の高さは10mを超える場合もある。その屋敷林の中の建物高さを、一律10m以下で規制する必要があるのか。</p>	<p>【ウ 参考とする意見】 平成20年の計画策定時、地域毎に既存建物の高さを調査し、高さ制限値を決定しています。 今回の改定では高さ制限値の変更を行いませんが、次回の改定時に数値の妥当性について議論の機会を設け、今後整理をします。</p>
6	<p>P 8 0 第 4 章 行為の制限に関する事項 2 景観形成の目標・基準 (2) 景観形成基準</p>	<p>「屋根は原則として勾配屋根とし、適度な軒の出を有するものとする。」と記載があるが、本当に必要な規制なのか。</p>	<p>【ウ 参考とする意見】 平成20年の計画策定時、市民会議やワークショップにおいて、勾配屋根等の記載の要望がありました。 今回の改定では景観形成基準の変更を行いませんが、次回の改定時に基準の妥当性について議論の機会を設け、今後整理をします。</p>
7	<p>P 7 5 第 4 章 行為の制限に関する事項 2 景観形成の目標・基準 (2) 景観形成基準</p>	<p>以前塩尻インター付近で、サーチライトが問題になった。本計画でも「夜間景観創出」の記述があるが、将来的に本市でも似た問題が起こる可能性がある。景観の観点から、どのように考えているか。</p>	<p>【ウ 参考とする意見】 光害については、平成13年に『松本市ライトアップ基本計画』を策定し、指針を定めています。 本計画においても、照明は周辺への光の影響に配慮しつつ、効果的な夜間景観の演出を図るよう記述しています。</p>
8	<p>P 5 0～6 1 第 3 章 眺望景観形成の方針 2 眺望景観の整理と景観形成に向けた考え方 ■松本市 眺望景観</p>	<p>眺望点の選定等で、外国人や移住者等の外から来た人の声が、反映された計画なのか。反映されていないのであれば、今後反映を検討してほしい。</p>	<p>【ウ 参考とする意見】 眺望点は、長野県建築士会に調査を委託し、市内を幅広く調査しました。選定条件として、「不特定多数が利用できること」「松本市にとって重要な景観資源を眺望できること」の2点を条件に選定しました。 今後も広く情報収集し、必要に応じ眺望点を追加していく予定です。</p>

市議会9月定例会一般質問における意見等の概要及び市の考え方

1 日時 令和4年9月14日

2 意見等に対する対応

区分	内容	件数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正したもの	2件
イ 趣旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	なし
ウ 参考とする意見	案を修正はしないが、施策等の実施段階で参考とするもの	なし
エ 対応が困難な意見	対応が困難なもの	なし
オ その他	案の内容に関する質問等	なし

3 意見等の概要及び市の考え方

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
1	P92 第6章 景観形成の実現 3 関連制度等の活用 (1) 都市計画制度の活用	現計画は、景観形成基準とは別に、地域住民の合意を得ながら、高さ制限の強化を付加できるとしていたが、見直し案では、高さ制限の強化条件を削除している。高さ制限の強化を継続しないと受け取れるが見解を伺いたい。	【ア 反映する意見】 景観計画の高さ制限は、見直し案においても現計画から変わりません。景観形成基準の上乗せの記述についても、現計画のとおり記載します。(別紙3-1参照)
2	P91 第6章 景観形成の実現 2 高さ制限の緩和	事前協議の対象を高さに限定していることから、事業者、設計者が景観への影響、地域特性をどのように読み解き計画したか、周辺住民はどう考えているかを評価するもので、「景観計画の手引き」による分かりやすさより、案件ごとに評価すべき。特に、高さの緩和を求める事前協議においては、「景観計画の手引き」の定性基準ではなく、個別に評価することが目的に照らした協議方法と考える。 松本市景観計画専門部会において、事前協議制度の評価	【ア 反映する意見】 松本市景観計画専門部会において、高さ緩和の配慮事項(5項目)について、議論した結果、別紙3-2のとおり景観計画への記載をしないこととします。

		会における高さ緩和の評価に関し、高さ緩和の配慮事項(5項目)の記載について、景観審議会等で改めて専門家の意見を伺い、議論し、景観計画への記載を見直してほしい。	
--	--	---	--

第61回松本市都市計画審議会における意見等の概要及び市の考え方

1 日時 令和4年10月26日

2 意見等に対する対応

区分	内容	件数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正したもの	なし
イ 趣旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	1件
ウ 参考とする意見	案を修正はしないが、施策等の実施段階で参考とするもの	2件
エ 対応が困難な意見	対応が困難なもの	なし
オ その他	案の内容に関する質問等	2件

3 意見等の概要及び市の考え方

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
1	P39、40 第2章 良好な景観形成の方針 4 景観軸 (2) 河川軸	眺望点の河川軸について、牛伏川のフランス式階段工は良いと思っているが、代表的な河川軸としての7軸に入っていない。牛伏川を入れることを検討したのかを伺いたい。	【ウ 参考とする意見】 眺望点について、市内を幅広く調査し108カ所をリストアップしましたが、牛伏川は入っていません。ふさわしい河川軸があれば必要に応じて追加を検討します。
2	P42 第3章 眺望景観形成の方針 2 眺望景観の整理と景観形成に向けた考え方	今回の計画にビュー・コリドーやシークエンスといった記載がされているが、日本語で記載する方が、誰が見ても分かりやすいのではないかと。解説を見ればわかるということもあるかもしれないが、読んでいて分かりやすい表現が良いと考える。	【イ 趣旨同一の意見】 分かりにくい専門用語は、一般の方が分かるように補足説明を加えます。
3	P55、57 第3章 眺望景観形成の方針 2 眺望景観の整理と景観形成に向けた考え方	眺望景観として記載されている箇所の写真を見ると、景観上電線が気になる場所がある。電線に対して何か配慮はあるのか。	【オ その他】 景観計画が、届出対象としているのは、一定規模以上の建築物や工作物であり、高さ20m以下の電柱や電線は対象外となっています。

4	景観計画全般	<p>建築物や工作物のみが景観計画の対象ということだが、今後の方針として、美しい景観を守っていく観点から、電線なども配慮した方が良く考える。</p>	<p>【ウ 参考とする意見】 建築物や工作物のほか、屋外の物件の堆積、道路その他公共空間から望見されるもの、盛土等の土地の形質の変更も届出対象としています。通信施設では、携帯電話の基地局等、高さ20mを超えるものが対象となります。</p>
5	景観計画全般	<p>電線の地中化計画は景観計画とは直接は関係していないと思われるが、実際にどのように進めているのか。</p>	<p>【オ その他】 松本市の電線地中化事業は、エリアを定め、計画的に取り組んでいます。長野県が中心となり市町村・国を含めた5年毎の事業計画を策定しています。その計画に基づき、電気・通信事業者等と協議し、整ったところから事業を実施しています。具体的な箇所としては、松本城周辺や松本駅周辺を実施しています。</p>